

## 神奈川県警察広報センター運営要綱の制定について

〔平成4年4月1日 例規第51号 神広発第97号 各所属長あて本部長〕

改正 平成9年3月18日 例規第13号 神広発49号

平成13年3月23日 例規第23号 神務発564号

県民に、警察活動の実態について、より多くの情報・知識を提供するため、警察広報施設として広報センターを設置し、庁内見学を常時実施することとしたことに伴い、別添のとおり神奈川県警察広報センター運営要綱を制定し、平成4年4月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

おって、(仮称)警察資料展示室設置準備委員会運営要綱の制定について(平成元年6月22日 例規第31号、神広発第81号)は、廃止する。

別添

## 神奈川県警察広報センター運営要綱

### 第 1 趣旨

この要綱は、神奈川県警察広報センター及び見学者説明室（以下「広報センター」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第 2 準拠

広報センターの運営については、神奈川県警察広報規程（昭和 49 年神奈川県警察本部訓令第 4 号）及び神奈川県警察庁内管理規程（昭和 54 年神奈川県警察本部訓令第 15 号）に定めのあるもののほか、この要項の定めるところによるものとする。

### 第 3 広報センターにおける活動

広報センターは、警察広報活動の拠点として、次の活動を行うものとする。

- (1) 県民生活の安全を確保するための広報活動
- (2) 警察の諸活動に関する広報及び資料の展示
- (3) 警察本部庁内見学（以下「庁内見学」という。）のための活動
- (4) その他警察活動上必要と認める活動

### 第 4 開館日及び開館時間

- 1 広報センターの開館日は、神奈川県の休日を定める条例（平成元年条例第 12 号）に定める休日を除く毎日とする。
  - 2 広報センターの開館時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。
  - 3 広報県民課長は、特別の理由があると認めるときは、前 2 項にかかわらず、開館日及び開館時間を変更することができる。
- 〔平 9 例規第 13 号神広発 49 号平 13 例規第 23 号神務発 564 号・本項一部改正〕

### 第 5 見学の要領

- 1 広報センター及び庁内見学の所要時間は 1 時間 30 分以内とし、見学開始時間は午前 10 時、午後 1 時及び午後 3 時の 3 回とする。
  - 2 見学施設は、広報センター、交通管制センター、通信指令室及び展望ロビーとし、見学のコースは見学者の希望等により、その都度設定するものとする。
- 〔平 9 例規第 13 号神広発 49 号・本項一部改正〕

## 第6 見学の申込み

- 1 広報センター及び庁内見学は、個人、団体とも予約制とする。なお、庁内見学を希望する個人については、団体見学に準じて案内するものとする。
- 2 見学の申込みは、3か月前から直接又は電話により、広報センターに行くものとする。
- 3 前項の申込みの際には、別記様式により受理し、関係課と調整した上で、その結果を申込者に回答するものとする。
- 4 警察署等で庁内見学の申込みを受けた場合は、別記様式に準じて確認した上で、広報センターに連絡し、その結果を申込者に回答するものとする。

## 第7 広報センターの活用等

- 1 所属長は、広報センターにおいて、主管事務に係る広報活動を行うことができるものとする。
- 2 所属長は、前項の広報活動を行うに際しては、広報県民課長と協議の上、実施するものとする。

〔平13例規第23号神務発564号・本項一部改正〕

## 第8 協力

- 1 所属長は、広報センターにおける広報活動に適すると認める資料を作成したときは、その都度、広報県民課長に送付するものとする。
- 2 広報県民課長は、広報センターにおける広報活動の実施に当たり、必要があると認めるときは、関係所属長に対して、職員の派遣その他の協力を求めることができるものとする。

〔平13例規第23号神務発564号・本項一部改正〕

## 第9 細目の制定

広報県民課長は、必要と認めるときは、この要綱の施行に必要な細目を制定することができるものとする。

〔平13例規第23号神務発564号・本項一部改正〕